

相愛大学競争的研究費等の不正防止に関する計画

令和4年11月4日

研究推進本部策定

1. 本計画の目的

相愛大学では、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金（以下、競争的研究費等）の不正を防止するため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）を踏まえ、「相愛大学競争的研究費等の不正防止に関する基本方針」を学長決定している。これに基づき、防止計画推進部署である研究推進本部は、統括管理責任者である研究担当副学長の指導のもと、機関全体の具体的な対策の最上位として、以下のとおり不正防止計画を策定する。

2. 不正防止計画

（1）機関内の責任体系の明確化（ガイドライン第1節関連）

想定される不正発生要因	防止計画
責任体系に対する認識が不明確である。	「相愛大学における公的研究費の適正管理・運営にかかる責任体系」（フロー図）を作成し、機関内で周知を徹底するとともに、HPにて公開する。

（2）適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（ガイドライン第2節関連）

想定される不正発生要因	防止計画
コンプライアンス意識や、競争的研究費等の原資に対する意識が不十分な可能性がある。	競争的研究費等による研究活動に携わる全ての教職員に向けた実効的なコンプライアンス研修を強化する。 コンプライアンス教育受講者の理解度を調査する。
ガイドラインの改正を踏まえたコンプライアンス意識の強化と啓発活動の実施が徹底していない可能性がある。	ガイドラインの改正を踏まえ、本学のコンプライアンス研修のテキストに加筆・修正し、内容の充実化を図る。 機関全体において、啓発活動の意義に対する共通認識を強化する。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施（ガイドライン第3節関連）

想定される不正発生要因	防止計画
不正内容が全構成員に十全に浸透せず、また不正防止が実効的に機能していない可能性がある。	各部局・部署の責任者が、コンプライアンス研修や各種啓発活動について周知徹底を行う。 研究推進本部は、不正防止計画を毎年度の事業計画に盛り込み、その実施状況を年度末に確認する。
統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・内部監査室らによって把握される不正発生要因を、不正防止計画に的確に反映する仕組みができていない。	内部監査の報告やモニタリング、日々の執行業務によって把握された不正発生諸要因の検証をもとに、不正防止計画を研究推進本部において恒常的に見直す。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動（ガイドライン第4節関連）

想定される不正発生要因	防止計画
予算執行状況と研究計画との照合、研究計画に即応しない経費支出の存在等の状況への対応が徹底していない場合がある。	予算執行状況と研究計画調書の照合を常時徹底するとともに、執行状況が著しく偏向する場合は、統括管理責任者が当該研究者に対し、ヒアリングを行い、注意喚起や改善指導を行う。 執行申請書記載の経費支出に疑義が生じた場合、研究者に使用目的を確認し、統括管理責任者が当該支出を研究に関連するものと認めた場合に執行を許可する。
研究者による物品の発注、証憑類の不備による不正な取引等、研究費の不正執行の可能性に対する点検が不十分である可能性がある。	研究費の適正執行に関する研修を定期的の実施し、研究費執行に関する強い倫理意識の醸成をめざす。 当該予算執行に直接関与しない事務職員による検収体制を整え、全ての物品について検収を行う。 証憑類の記載内容については、執行ガイドブック等を通して周知徹底し、また記載内容が不十分な証憑類に対しては追加を求める。

(5) 情報発信・共有化の推進（ガイドライン第5節関連）

想定される不正発生要因	防止計画
競争的研究費等の不正防止に向けた基本方針を外部に公表していない。	「相愛大学競争的研究費等の不正防止に関する基本方針」及び「相愛大学競争的研究費等の不正防止に関する計画」（本計画）をHPにおいて公開する。

(6) モニタリングの実施（ガイドライン第6節関連）

想定される不正発生要因	防止計画
不正発生要因に着目したモニタリングが不十分である。	内部監査室は、研究推進本部と連携し、不正発生要因を注視した内部監査を行うとともに、不正防止体制の検証も行うことに努める。 また、監事および会計監査人と連携し、定期的に意見交換を行う。

3. 不正防止計画の点検・評価について

本学は、公的研究費の使用に係る不正を発生させうる要因の把握に努め、不正防止計画を定期的に点検・評価し、見直しを図る。